

提出用		〔保育室の設置階別〕 建築整備内容の法令・基準チェックシート1	設置階: 1階
施設計画・施工をする際には、建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守ったうえで、助成要綱にある「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（以下「家庭的保育等基準」）・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の内容を記載していますが、このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別（関係所管の指導含）指導などもあると思われるので、法令が順守されていることをご確認の上提出願います。			
新築の場合 (新築・増築工事)	修繕の場合 (改修工事)	☐ 申請保育所として使用・改修する既存建物の違法性がないことを確認した。 ☐ 申請保育所として使用・改修する既存建物が新耐震基準建物同等以上であることを確認した。 既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合、保育所利用の床面積が200㎡を超える場合、建築基準法上の「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。 ☐ 確認申請(用途変更等)を提出予定。 ☐ 確認申請(用途変更等)を提出しない予定。(下記1)及び2)にチェック) 1) ☐ 既存用途が類似用途(保育所、児童福祉施設他)であり、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 ☐ 建築基準法上、保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを有資格者(例:建築士名、資格番号)が適切に確認し、その旨を図面内に明記した 2) ☐	
区域・地域地区等の条件の確認		☐ 認可外保育施設の設置ができる、区域、地域・地区である。(下記1)～3)全てにチェック) 1) ☐ 都市計画区域内(□市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定) →保育所用途設置などの判定上 ☐ 準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外 2) ☐ 防火地域 □準防火地域 □法22条区域 □指定なし →耐火建築物などの判定上 3) ☐ 住居系地域 □商業系地域 □工業系地域 □指定なし →採光及び保育所用途設置などの判定上	
都市計画等に即した構造であるかの確認		☐ 建築基準法上及び認可外保育基準を満足する構造(耐火建築物など)である。(下記チェック) ☐ 耐火建築物 ☐ イ準耐火建築物 ☐ ロ準耐火建築物 ☐ その他	
避難経路・防火区画等の確認		☐ 避難経路がある。(下記1)及び2)にチェック) 1) ☐ 計画保育施設の位置(全体/階に対して)及び、屋外・道路への避難ルートを示す図面の添付 2) ☐ 地域の認可外保育施設届出先(以下保育課等)へ確認済 (下記チェック) ☐ 2方向避難が必要 ☐ 2方向避難は不要 ☐ 区画(防火・防煙・114条)について有資格者(建築士)が建築基準法関連規定の適合を確認した。(下記チェック) ☐ 区画の必要性を確認のうえ、区画図を作成している ☐ 区画は不要(協議内容等の不要理由を法令・基準チェックシート2及び図面等に記載している)	
玄関・屋外避難口への歩行距離の確認		☐ 歩行距離の基準(建築基準法施行令)を満たしている。(下記チェック) ☐ 主要構造部が準耐火構造以上の場合の歩行距離を満たす ☐ 廊下と階段の内装が準不燃以上 120m以下 / ☐ (左記以外) 100m以下 ☐ 主要構造部が準耐火構造に満たない場合の歩行距離をみたま(60m以下)	
保育室・遊戯室等が「採光・換気・排煙等」の基準を満たしていることの確認		☐ 採光基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記1)～3)確認のうえ、全てにチェック) ※採光については、「建築基準法上の基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。 1) ☐ 有効窓面積1/5以上(認可外保育施設指導監督基準2-(4)-aにおいて望ましいとされる値) ☐ 有効窓面積1/7以上 + 床面において200 lx 以上 (S55告示1800号/H30年改正) 2) ☐ 採光計算において採用する採光補正係数の算定根拠(建築基準法施行令第20条)を記載している 3) ☐ 一体利用の複数居室で採光確保(建築指導課に内容確認済/H15告示303号2) ☐ 一居室単位で採光確保 ☐ 換気基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記チェック) ☐ 有効窓開口面積1/20以上(自然換気) ☐ 機械換気(換気扇・設備) ☐ 自然・機械換気併用 ☐ 排煙基準を満たしており、算定根拠 或いは 緩和告示内容 を提出図面等に記載している。	
事前協議の確認(予め確認のこと)		事前協議として、必ず建築指導課・消防署・保健所・認可外保育施設の届出先である保育課等、各機関へ予め計画図を提示し、問題点や指導事項を確認のうえ、別紙様式にて報告してください。また、事前協議を行った部署等にチェックし、協議先及び担当者を記載してください。 ☐ 建築指導課等() ☐ 消防署() ☐ 保健所() ☐ 保育課等()	
その他		☐ 設計者は「認可外保育施設指導監督基準」及び「家庭的保育等基準」を確認している。 ☐ 歩行可能なルーフテラス、屋上がない。 ☐ 歩行可能なルーフテラス、屋上がある。(下記1)または2)のいずれかにチェック) 1) ☐ 歩行可能なルーフテラス、屋上を屋外遊戯場として利用する場合、「助成申請、運営にあたっての留意事項」の116番の内容を満足したうえで、認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している 2) ☐ 上記を満足しない場合は、屋外遊戯場として利用しない旨を示す誓約書を添付している	

提出用		〔保育室の設置階別〕 建築整備内容の法令・基準チェックシート1	設置階: 2階
施設計画・施工をする際には、建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守ったうえで、助成要綱にある「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（以下「家庭的保育等基準」）・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の内容を記載していますが、このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別（関係所管の指導含）指導などもあると思われるので、法令が順守されていることをご確認の上提出願います。			
新築の場合 (新築・増築工事)	修繕の場合 (改修工事)	☐ 申請保育所として使用・改修する既存建物の違法性がないことを確認した。 ☐ 申請保育所として使用・改修する既存建物が新耐震基準建物同等以上であることを確認した。 既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合、保育所利用の床面積が200㎡を超える場合、建築基準法上の「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。 ☐ 確認申請(用途変更等)を提出予定。 ☐ 確認申請(用途変更等)を提出しない予定。(下記1)及び2)にチェック) 1) ☐ 既存用途が類似用途(保育所、児童福祉施設他)であり、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 ☐ 建築基準法上、保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを有資格者(例:建築士名、資格番号)が適切に確認し、その旨を図面内に明記した 2) ☐	
区域・地域地区等の条件の確認		☐ 認可外保育施設の設置ができる、区域、地域・地区である。(下記1)～3)全てにチェック) 1) ☐ 都市計画区域内(□市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定) →保育所用途設置などの判定上 ☐ 準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外 2) ☐ 防火地域 □準防火地域 □法22条区域 □指定なし →耐火建築物などの判定上 3) ☐ 住居系地域 □商業系地域 □工業系地域 □指定なし →採光及び保育所用途設置などの判定上	
都市計画等に即した構造であるかの確認		☐ 建築基準法上及び認可外保育基準を満足する構造(耐火建築物など)である。(下記チェック) ☐ 耐火建築物 ☐ イ準耐火建築物 ☐ ロ準耐火建築物(届出先〔保育課〕の確認が必要) ※ 2階に保育室を設置する場合「家庭的保育等基準」上、一般にイ準耐火建築物以上が求められており、耐火建築物及び準耐火建築物ではない構造は認められません。	
2つの直通階段などへの避難経路、防火区画等の確認		☐ 避難経路がある。(下記 1),2) 及び3)にチェック) 1) ☐ 計画保育施設の位置(全体/階に対して)及び、屋外・道路への避難ルートを示す図面の添付 2) ☐ 2階保育室等のこどもが利用する部屋からの2方向の避難が確保されている(下記 い, ろにチェック) い (避難ルート1): ☐ 屋内階段 ☐ 屋外階段 ろ (避難ルート2): ☐ 屋内避難階段又は屋内特別避難階段 ☐ 待避上有効なバルコニー ☐ 準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 ☐ 屋外階段 ※ 2階に保育室を設置する場合「家庭的保育等基準」上、上記の中から避難経路の選択が必要です。 3) ☐ 建築基準法施行令第121条を満たす2以上の直通階段及び同階段に至る避難経路(室を経由しないものに限る)を有する。或いは、同施行令第121条の直通階段を要せず、その理由を図面に記載している ☐ 区画(防火・防煙・114条)について有資格者(建築士)が建築基準法関連規定の適合を確認した。(下記チェック) ☐ 区画の必要性を確認のうえ、区画図を作成している ☐ 区画は不要(協議内容等の不要理由を法令・基準チェックシート2及び図面等に記載している)	
直通階段等への歩行距離の確認		☐ 歩行距離の基準(建築基準法施行令)を満たしている。(下記チェック) ☐ 主要構造部が準耐火構造以上の場合の歩行距離を満たす ☐ 廊下と階段の内装が準不燃以上ならば60m以下 / ☐ (左記以外)50m以下 ☐ 歩行経路の重複区間は1/2以下である	
保育室・遊戯室等が「採光・換気・排煙等」の基準を満たしていることの確認		☐ 採光基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記1)～3)確認のうえ、全てにチェック) ※ 採光については、「建築基準法上の基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。 1) ☐ 有効窓面積1/5以上(認可外保育施設指導監督基準2-(4)-aにおいて望ましいとされる値) ☐ 有効窓面積1/7以上 + 床面において200 lx 以上 (S55告示1800号/H30年改正) 2) ☐ 採光計算において採用する採光補正係数の算定根拠(建築基準法施行令第20条)を記載している 3) ☐ 一体利用の複数居室で採光確保(建築指導課に内容確認済/H15告示303号2) ☐ 一居室単位で採光確保 ☐ 換気基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記チェック) ☐ 有効窓開口面積1/20以上(自然換気) ☐ 機械換気(換気扇・設備) ☐ 自然・機械換気併用 ☐ 排煙基準を満たしており、算定根拠 或いは 緩和告示内容 を提出図面等に記載している。	
事前協議の確認(予め確認のこと)		事前協議として、必ず建築指導課・消防署・保健所・認可外保育施設の届出先である保育課等、各機関へ予め計画図を提示し、問題点や指導事項を確認のうえ、別紙様式にて報告してください。また、事前協議を行った部署等にチェックし、協議先及び担当者を記載してください。 ☐ 建築指導課等() ☐ 消防署() ☐ 保健所() ☐ 保育課等()	
その他		☐ 設計者は「認可外保育施設指導監督基準」及び「家庭的保育等基準」を確認し、保育室を2階に設ける場合の条件も確認のうえ、施設計画、作図をしている。 ☐ 歩行可能なルーフテラス、屋上がない。 ☐ 歩行可能なルーフテラス、屋上がある。(下記1)または2)のいずれかにチェック) 1) ☐ 歩行可能なルーフテラス、屋上を屋外遊戯場として利用する場合、「助成申請、運営にあたっての留意事項」の116番の内容を満足したうえで、認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している 2) ☐ 上記を満足しない場合は、屋外遊戯場として利用しない旨を示す誓約書を添付している	
※このシートは助成申請時に提出される施設計画図面との関連性を考慮しており、助成申請図面と対応するようにお願いいたします。 ※当該事業申請にあり、建築整備内容の法令・基準チェックシート2 別紙様式に責任がある方の記載および押印のうえ、2枚一組で提出をお願いいたします。			令和6年11月14日 版

提出用		〔保育室の設置階別〕 建築整備内容の法令・基準チェックシート1	設置階: 3階
施設計画・施工をする際には、建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守ったうえで、助成要綱にある「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（以下「家庭的保育等基準」）・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の内容を記載していますが、このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別（関係所管の指導含）指導などもあると思われるので、法令が順守されていることをご確認の上提出願います。			
新築の場合 (新築・増築工事)	修繕の場合 (改修工事)	☐ 申請保育所として使用・改修する既存建物の違法性がないことを確認した。 ☐ 申請保育所として使用・改修する既存建物为新耐震基準建物同等以上であることを確認した。 既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合、保育所利用の床面積が200㎡を超える場合、建築基準法上の「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。 ☐ 確認申請(用途変更等)を提出予定。 ☐ 確認申請(用途変更等)を提出しない予定。(下記1)及び2)にチェック) 1) ☐ 既存用途が類似用途(保育所、児童福祉施設他)であり、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 ☐ 建築基準法上、保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを有資格者(例:建築士名、資格番号)が適切に確認し、その旨を図面に明記した 2) ☐	
区域・地域地区等の条件の確認		☐ 認可外保育施設の設置ができる、区域、地域・地区である。(下記1)～3)全てにチェック) 1) ☐ 都市計画区域内(□市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定) →保育所用途設置などの判定上 ☐ 準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外 2) ☐ 防火地域 □準防火地域 □法22条区域 □指定なし →耐火建築物などの判定上 3) ☐ 住居系地域 □商業系地域 □工業系地域 □指定なし →採光及び保育所用途設置などの判定上	
都市計画等に即した構造であるかの確認		☐ 建築基準法上及び認可外保育基準を満足する構造(耐火建築物など)である。(下記チェック) ☐ 耐火建築物 ※3階以上に保育室を設置する場合「認可外保育施設指導監督基準」より、耐火建築物が求められます。	
2つの直通階段などへの避難経路、防火区画等の確認		☐ 避難経路がある。(下記1),2)及び3)にチェック) 1) ☐ 計画保育施設の位置(全体/階に対して)及び、屋外・道路への避難ルートを示す図面の添付 2) ☐ 保育室等のこどもが利用する部屋からの2方向の避難が確保されている。(下記い、ろにチェック) い(避難ルート1): ☐ 屋内避難階段又は屋内特別避難階段 ☐ 屋外階段 ろ(避難ルート2): ☐ 屋内避難階段又は屋内特別避難階段 ☐ 耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 ☐ 屋外階段 3) ☐ 建築基準法施行令第121条を満たす2以上の直通階段及び同階段に至る避難経路(室を経由しないものに限る)を有する。或いは、同施行令第121条の直通階段を要せず、その理由を図面に記載している ☐ 区画(防火・防煙・114条)について有資格者(建築士)が建築基準法関連規定の適合を確認した。(下記チェック) ☐ 区画の必要性を確認のうえ、区画図を作成している ☐ 区画は不要(協議内容等の不要理由を法令・基準チェックシート2及び図面等に記載している) ☐ 調理室の区画もしくはそれと同等の措置が講じられている。(下記のいずれかにチェック) ☐ 防火区画＋特定防火設備 ☐ スプリンクラー設備他 ☐ その他()	
直通階段等への歩行距離の確認		☐ 歩行距離の基準(建築基準法施行令・「家庭的保育等基準」・「認可外保育施設指導監督基準」)を満たしている。(下記チェック) ☐ 歩行距離は30m以下である ※「家庭的保育等基準」・「認可外保育施設指導監督基準」においても制限があります。 ☐ 歩行経路の重複区間は1/2以下である(建築基準法施工令)	
保育室・遊戯室等が「採光・換気・排煙等」の基準を満たしていることの確認		☐ 採光基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記1)～3)確認のうえ、全てにチェック) ※採光については、「建築基準法上の基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。 1) ☐ 有効窓面積1/5以上(認可外保育施設指導監督基準2-(4)-aにおいて望ましいとされる値) ☐ 有効窓面積1/7以上 + 床面において200 lx 以上 (S55告示1800号/H30年改正) 2) ☐ 採光計算において採用する採光補正係数の算定根拠(建築基準法施行令20条)を記載している 3) ☐ 一体利用の複数居室で採光確保(建築指導課に内容確認済/H15告示303号2) ☐ 一居室単位で採光確保 ☐ 換気基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記チェック) ☐ 有効窓開口面積1/20以上(自然換気) ☐ 機械換気(換気扇・設備) ☐ 自然・機械換気併用 ☐ 排煙基準を満たしており、算定根拠 或いは 緩和告示内容 を提出図面等に記載している。	
事前協議の確認(予め確認のこと)		事前協議として、必ず建築指導課・消防署・保健所・認可外保育施設の届出先である保育課等、各機関へ予め計画図を提示し、問題点や指導事項を確認のうえ、別紙様式にて報告してください。また、事前協議を行った部署等にチェックし、協議先及び担当者を記載してください。 ☐ 建築指導課等() ☐ 消防署() ☐ 保健所() ☐ 保育課等()	
その他		☐ 設計者は「認可外保育施設指導監督基準」「家庭的保育等基準」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を確認し、保育室を3階に設ける場合の条件も確認のうえ、施設計画、図面をしている。(避難施設及び設備/調理室の区画/内装不燃/非常警報器具又は非常警報設備他/転落防止設備/カーテンなどの防災処理等についても御確認願います) ☐ 歩行可能なルーフテラス、屋上がない。 ☐ 歩行可能なルーフテラス、屋上がある。(下記1)または2)のいずれかにチェック) 1) ☐ 歩行可能なルーフテラス、屋上を屋外遊戯場として利用する場合、「助成申請、運営にあたっての留意事項」の116番の内容を満足したうえで、認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している 2) ☐ 上記を満足しない場合は、屋外遊戯場として利用しない旨を示す誓約書を添付している	
※このシートは助成申請時に提出される施設計画図面との関連性を考慮しており、助成申請図面と対応するようにお願いいたします。 ※当該事業申請にあたり、建築整備内容の法令・基準チェックシート2 別紙様式に責任がある方の記載および押印のうえ、2枚一組で提出をお願いいたします。			令和6年11月14日 版

提出用		〔保育室の設置階別〕 建築整備内容の法令・基準チェックシート1	設置階: 4階以上
施設計画・施工をする際には、建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守ったうえで、助成要綱にある「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（以下「家庭的保育等基準」）・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の内容を記載していますが、このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別（関係所管の指導含）指導などもあると思われるので、法令が順守されていることをご確認の上提出願います。			
新築の場合 (新築・増築工事)	修繕の場合 (改修工事)	☐ 申請保育所として使用・改修する既存建物の違法性がないことを確認した。 ☐ 申請保育所として使用・改修する既存建物が新耐震基準建物同等以上であることを確認した。 既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合、保育所利用の床面積が200㎡を超える場合、建築基準法上の「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。 ☐ 確認申請(用途変更等)を提出予定。 ☐ 確認申請(用途変更等)を提出しない予定。(下記1)及び2)にチェック) 1) ☐ 既存用途が類似用途(保育所、児童福祉施設他)であり、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 ☐ 建築基準法上、保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを有資格者(例:建築士名、資格番号)が適切に確認し、その旨を図面内に明記した 2) ☐	
区域・地域地区等の条件の確認		☐ 認可外保育施設の設置ができる、区域、地域・地区である。(下記1)～3)全てにチェック) 1) ☐ 都市計画区域内(□市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定) →保育所用途設置などの判定上 ☐ 準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外 2) ☐ 防火地域 □準防火地域 □法22条区域 □指定なし →耐火建築物などの判定上 3) ☐ 住居系地域 □商業系地域 □工業系地域 □指定なし →採光及び保育所用途設置などの判定上	
都市計画等に即した構造であるかの確認		☐ 建築基準法上及び認可外保育基準を満足する構造(耐火建築物など)である。(下記チェック) ☐ 耐火建築物 ※3階以上に保育室を設置する場合「認可外保育施設指導監督基準」より、一般に耐火建築物が求められます。	
2つの直通階段などへの避難経路、防火区画等の確認		☐ 避難経路がある。(下記 1),2) 及び3)にチェック) 1) ☐ 計画保育施設の位置(全体/階に対して)及び、屋外・道路への避難ルートを示す図面の添付 2) ☐ 保育室等のこどもが利用する部屋からの2方向の避難が確保されている。(下記 い, ろにチェック) い (避難ルート1): □屋内避難階段又は屋内特別避難階段 □屋外避難階段 ろ (避難ルート2): □屋内特別避難階段 □屋内特別避難階段に準ずる構造の屋内避難階段 ☐ 耐火構造の傾斜路 □屋外避難階段 3) ☐ 建築基準法施行令第121条を満たす2以上の直通階段及び同階段に至る避難経路(室を経由しないものに限る)を有する。或いは、同施行令第121条の直通階段を要せず、その理由を図面に記載している ☐ 区画(防火・防煙・114条)について有資格者(建築士)が建築基準法関連規定の適合を確認した。(下記チェック) ☐ 区画の必要性を確認のうえ、区画図を作成している ☐ 区画は不要(協議内容等の不要理由を法令・基準チェックシート2及び図面等に記載している) ☐ 調理室の区画もしくはそれと同等の措置が講じられている。(下記のいずれかにチェック) ☐ 防火区画+特定防火設備 □スプリンクラー設備他 □その他()	
直通階段等への歩行距離の確認		☐ 歩行距離の基準を満たしている。(下記チェック) ☐ 歩行距離は30m以下である ※「家庭的保育等基準」・「認可外保育施設指導監督基準」において制限があります。 ☐ 歩行経路の重複区間は1/2以下である	
保育室・遊戯室等が「採光・換気・排煙等」の基準を満たしていることの確認		☐ 採光基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記1)～3)確認のうえ、全てにチェック) ※採光については、「建築基準法上の基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。 1) ☐ 有効窓面積1/5以上(認可外保育施設指導監督基準2-(4)-aにおいて望ましいとされる値) ☐ 有効窓面積1/7以上 + 床面において200 lx 以上 (S55告示1800号/H30年改正) 2) ☐ 採光計算において採用する採光補正係数の算定根拠(建築基準法施行令第20条)を記載している 3) ☐ 一体利用の複数居室で採光確保(建築指導課に内容確認済/H15告示303号2 □一居室単位で採光確保) ☐ 換気基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記チェック) ☐ 有効開口面積1/20以上(自然換気) □機械換気(換気扇・設備) □自然・機械換気併用 ☐ 排煙基準を満たしており、算定根拠 或いは 緩和告示内容 を提出図面等に記載している。	
事前協議の確認(予め確認のこと)		事前協議として、必ず建築指導課・消防署・保健所・認可外保育施設の届出先である保育課等、各機関へ予め計画図を提示し、問題点や指導事項を確認のうえ、別紙様式にて報告してください。また、事前協議を行った部署等にチェックし、協議先及び担当者を記載してください。 ☐ 建築指導課等() ☐ 消防署() ☐ 保健所() ☐ 保育課等()	
その他		☐ 設計者は「認可外保育施設指導監督基準」「家庭的保育等基準」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を確認し、保育室を4階以上に設ける場合の条件も確認のうえ、施設計画、作図をしている。(避難施設及び設備/調理室の区画/内装不燃/非常警報器具又は非常警報設備他/転落防止設備/カーテンなどの防災処理等についても御確認願います) ☐ 歩行可能なルーフテラス、屋上がない。 □ 歩行可能なルーフテラス、屋上がある。(下記1)または2)のいずれかにチェック) 1) ☐ 歩行可能なルーフテラス、屋上を屋外遊戯場として利用する場合「助成申請、運営にあたっての留意事項」の116番の内容を満足したうえで、認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している 2) ☐ 上記を満足しない場合は、屋外遊戯場として利用しない旨を示す誓約書を添付している	
※このシートは助成申請時に提出される施設計画図面との関連性を考慮しており、助成申請図面と対応するようにお願いいたします。 ※当該事業申請に当たり、建築整備内容の法令・基準チェックシート2 別紙様式に責任がある方の記載および押印のうえ、2枚一組で提出をお願いいたします。			令和6年11月14日 版

事前協議の確認内容を記載してください。(欄が足りない場合は適宜追加すること。尚、特に指摘がない場合についても、指摘がない旨記載してください) 各機関へは予め計画図を提示し、問題点や指導事項を確認、協議を行ってください。

建築指導課等 確認日： 確認自治体・担当課・担当者名： 相談者：

☐ 保育施設の設置場所が市街化調整区域にあたらない。
または、市街化調整区域にあたる場合であっても地方公共団体において保育施設の設置が認められている。

- 保育施設の整備について。(下記チェック)
- 1) ☐ 新築または増築の計画であり、確認申請が必要な整備計画である。
- 2) ☐ 既存建物を改修する計画(移転、増築、増床等)であり、かつ確認申請(用途変更含む)が必要である。
- 3) ☐ 既存建物を改修する計画(移転、増築、増床等)であるが、確認申請(用途変更含む)は不要である。
- 3)-1 ☐ 計画建物の検査済証および確認申請書、または確認済証又は、台帳記載事項証明書を確認している。
- 3)-2 ☐ 建蔽率・容積率が許容範囲内であることをはじめ、建築基準法を遵守していることを確認済みである。
- 3)-3 ☐ 簡易な増築、増床部分(建物及び構造共に既存建物と同等仕様のものを除く)は、保育室や遊戯室といった保育に供する室として使用できないことを理解したうえで、助成に際し、建築士が作成した図面、工事写真等により審査を受ける予定である。

☐ 福祉のまちづくり条例について協議し、対応が必要な場合は計画に反映している。

消 防 確認日： 確認自治体・担当課・担当者名： 相談者：

☐ 避難経路及び避難口誘導灯の設置、消防用設備について、消防法や条例等の基準を満たしている。

☐ 収容人員の算定を行い、必要な消防設備を満たしている。

☐ 工事完了時には「防火対象物開始届」が必要なことを確認している。

保育課等(認可外保育施設の届出先) 確認日： 確認自治体・担当課・担当者名： 相談者：

☐ 計画地における保育園の必要性を確認している。

☐ 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」の基準を満たしている。

☐ 保育室の有効面積が各保育室の定員による必要面積を満たすことを確認している。

保健所 確認日： 確認自治体・担当課・担当者名： 相談者：

☐ 調理施設について、施設定員に応じた食品衛生法等の基準を満たしている。

☐ 調理室は保育室と簡単に入出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であることを認識している。

事業主：

印

設計者：

印

—

※児童育成協会使用欄

※ このシートは助成申請時に提出される施設計画図面との関連性を考慮しており、助成申請図面と対応するようにお願いいたします。

令和6年11月14日 版

提出用		〔保育室の設置階別〕 建築整備内容の法令・基準チェックシート1 (記載例)	設置階: 2階
施設計画・施工をする際には、建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守ったうえで、助成要綱にある「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（以下「家庭的保育等基準」）・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の内容を記載していますが、このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別（関係所管の指導含）指導などもあると思われるので、法令が順守されていることをご確認の上提出願います。			
新築の場合 (新築・増築工事)	修繕の場合 (改修工事)	☒ 申請保育所として使用・改修する既存建物の違法性がないことを確認した。 ☒ 申請保育所として使用・改修する既存建物为新耐震基準建物同等以上であることを確認した。 既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合、保育所利用の床面積が200㎡を超える場合、建築基準法上の「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。 ☐ 確認申請(用途変更等)を提出予定。 ☒ 確認申請(用途変更等)を提出しない予定。(下記1)及び2)にチェック) 1) ☐ 既存用途が類似用途(保育所、児童福祉施設他)であり、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 ☒ 建築基準法上、保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済 保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを専門的な知識がある方(例:建築士名、資格番号)により確認されたことを図面内に明記した 2) ☒	
区域・地域地区等の条件の確認		☒ 認可外保育施設の設置ができる、区域、地域・地区である。(下記1)～3)全てにチェック) 1) ☒ 都市計画区域内(☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分非設定) →保育所用途設置などの判定上 ☐ 準都市計画区域内 ☐ 都市計画区域及び準都市計画区域外 2) ☐ 防火地域 ☒ 準防火地域 ☐ 法22条区域 ☐ 指定なし →耐火建築物などの判定上 3) ☒ 住居系地域 ☐ 商業系地域 ☐ 工業系地域 ☐ 指定なし →採光及び保育所用途設置などの判定上	
都市計画等に即した構造であるかの確認		☒ 建築基準法上及び認可外保育基準を満足する構造(耐火建築物など)である。(下記チェック) ☐ 耐火建築物 ☒ イ準耐火建築物 ☐ ロ準耐火建築物(届出先〔保育課〕の確認が必要) ※2階に保育室を設置する場合「家庭的保育等基準」上、一般にイ準耐火建築物以上が求められており、耐火建築物及び準耐火建築物ではない構造は認められません。	
2つの直通階段などへの避難経路、防火区画等の確認		☒ 避難経路がある。(下記1)及び2)にチェック) 1) ☒ 計画保育施設の位置(全体/階に対して)及び、屋外、道路への避難ルートがわかる図面の添付 2) ☒ 2階保育室等のこどもが利用する部屋からの2方向の避難が確保されている(下記 い、ろにチェック) い (避難ルート1): ☒ 屋内階段 ☐ 屋外階段 ろ (避難ルート2): ☐ 屋内避難階段又は屋内特別避難階段 ☐ 待避上有効なバルコニー ☐ 準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 ☒ 屋外階段 ※2階に保育室を設置する場合「家庭的保育等基準」上、緩和措置はありません。上記の中から選択してください。 3) ☒ 建築基準法施行令第121条を満たす2以上の直通階段及び同階段に至る避難経路(室を経由しないものに限る)を有する。或いは、同施行令第121条の直通階段を要せず、その理由を図面に記載している ☒ 区画(防火・防煙・114条)について有資格者(建築士)が建築基準法関連規定の適合を確認した。(下記チェック) ☒ 区画の必要性を確認のうえ、区画図を作成している。 ☐ 区画は不要(協議内容等の不要理由を法令・基準チェックシート2及び図面等に記載している)	
直通階段等への歩行距離の確認		☒ 歩行距離の基準(建築基準法施行令)を満たしている。(下記チェック) ☒ 主要構造部が準耐火構造以上の場合の歩行距離を満たす ☒ 廊下と階段の内装が準不燃以上ならば60m以下 / ☐ (左記以外)50m以下 ☒ 歩行経路の重複区間は1/2以下である	
保育室・遊戯室等が「採光・換気・排煙等」の基準を満たしていることの確認		採光基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記1)～3)確認の上、全てにチェック) ※採光については、「建築基準法上の基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。 1) ☒ 有効窓面積1/5以上(認可外保育施設指導監督基準2-(4)-aにおいて望ましいとされる値) ☐ 有効窓面積1/7以上 + 床面において200 lx 以上 (S55告示1800号/H30年改正) 2) ☒ 採光計算において採用する採光補正係数の算定根拠(建築基準法施行令20条)を記載している 3) ☒ 一体利用の複数居室で採光確保(建築指導課に内容確認済/H15告示303号2) ☐ 一居室単位で採光確保 ☒ 換気基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記チェック) ☒ 有効窓開口面積1/20以上(自然換気) ☐ 機械換気(換気扇・設備) ☐ 自然・機械換気併用 ☒ 排煙基準を満たしており、算定根拠 或いは 緩和告示内容 を提出図面等に記載している。	
事前協議の確認(予め確認のこと)		事前協議として、必ず、建築指導課・消防署・保健所・認可外保育施設の届出先である保育課等、各機関へ予め計画図を提示し、問題点や指導事項を確認のうえ、別紙様式にて報告してください。また、事前協議を行った部署等にチェックし、協議先及び担当者を記載してください。 ☒ 建築指導課等(協議先:〇〇市 建築指導課〇〇係 〇〇様) ☒ 消防署(協議先:〇〇消防署予防課 〇〇様) ☒ 保健所(協議先:〇〇市保健所 〇〇様) ☒ 保育課等(協議先:〇〇市保育課 〇〇様)	
その他		☒ 設計者は「認可外保育施設指導監督基準」及び「家庭的保育等基準」を確認し、保育室を2階に設ける場合の条件も確認のうえ、施設計画、作図をしている。 ☒ 歩行可能なルーフテラス、屋上がない。 ☐ 歩行可能なルーフテラス、屋上がある。(下記1)または2)のいずれかにチェック) 1) ☐ 歩行可能なルーフテラス、屋上を屋外遊戯場として利用する場合、「助成申請、運営にあたっての留意事項」の116番の内容を満足したうえで、認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している 2) ☐ 上記を満足しない場合は、屋外遊戯場として利用しない旨を示す誓約書を添付している	
※このシートは助成申請時に提出される施設計画図面との関連性を考慮しており、助成申請図面と対応するように願っています。 ※当該事業申請にあたり、建築整備内容の法令・基準チェックシート2 別紙様式に責任がある方の記載および押印のうえ、2枚一組で提出をお願いいたします。			令和6年11月14日 版

事前協議の確認内容を記載してください。(欄が足りない場合は適宜追加すること。尚、特に指摘がない場合についても、指摘がない旨記載してください) 各機関へは予め計画図を提示し、問題点や指導事項を確認、協議を行ってください。

建築指導課等 確認日: 2023年12月1日 確認自治体・担当課・担当者名: ○○市役所 建築指導課 ○○係 ○○様
相談者: 育正太郎

☒ 保育施設の設置場所が市街化調整区域にあたらない。

または、市街化調整区域にあたる場合であっても地方公共団体において保育施設の設置が認められている。

■ 保育施設の整備について。(下記チェック)

1) ☐ 新築または増築の計画であり、確認申請が必要な整備計画である

2) ☐ 既存建物を改修する計画(移転、増築、増床等)であり、かつ確認申請(用途変更含む)が必要である

3) ☒ 既存建物を改修する計画(移転、増築、増床等)であるが、確認申請(用途変更含む)は不要である

3)-1 ☒ 計画建物の検査済証および確認申請書、又は確認済証あるいは台帳記載事項証明書を確認している。→ 検査済証: 第○○号

3)-2 ☒ 建蔽率・容積率が許容範囲内であることをはじめ、建築基準法を遵守していることを確認済みである。

3)-3 ☒ 簡易な増築、増床部分(建物及び構造共に既存建物と同等仕様のものを除く)は、保育室や遊戯室といった保育に供する室として使用できないことを理解したうえで、助成に際し、建築士が作成した図面、工事写真等により審査を受ける予定である。

☒ 福祉のまちづくり条例について協議し、対応が必要な場合は計画に反映している。 → 今回の計画では不要であることを確認済み。

・114条区画及び、その他防火区画については提示した図面にて問題なし。

・採光計算に使用する窓の前面に駐車場があり、その部分については計算から除外する旨の指摘を受けた。

消防 確認日: 2023年12月1日 確認自治体・担当課・担当者名: ○○消防署 予防課 ○○様
相談者: 育正太郎

☒ 避難経路及び避難口誘導灯の設置、消防用設備について、消防法や条例等の基準を満たしている。

→ 保育室に誘導灯の追加が必要と指摘を受けた。

☒ 収容人員の算定を行い、必要な消防設備を満たしている。

☒ 工事完了時には「防火対象物開始届」が必要なことを確認している。

・カーテン類は防災加工品を使用するよう指導を受けた。

保育課等(認可外保育施設の届出先) 確認日: 2023年12月4日 確認自治体・担当課・担当者名: ○○市役所 保育課 ○○様
相談者: 幸福花子 育正太郎

☒ 計画地における保育園の必要性を確認している。

☒ 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」の基準を満たしている。

☒ 保育室の有効面積が各保育室の定員による必要面積を満たすことを確認している。

・大人用便器に子ども用便座を載せて使用することは認められていない旨の指摘を受けた。

保健所 確認日: 2023年12月4日 確認自治体・担当課・担当者名: ○○市保健所 ○○様
相談者: 幸福花子

☒ 調理施設について、施設定員に応じた食品衛生法等の基準を満たしている。

☒ 調理室は保育室と簡単に出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であることを認識している。

・調理室内に手洗器を設置するよう指導を受けた。

事業主: ハッピー保育園

幸福花子

印

設計者: 育正協会設計事務所

一級建築士 12345号 育正太郎

印

—

※児童育成協会使用欄

※ このシートは助成申請時に提出される施設計画図面との関連性を考慮しており、助成申請図面と対応するようにお願いいたします。

令和6年11月14日 版